

野田市告示第 2 0 2 号

屋外広告物法第 8 条第 2 項の規定により、野田市長が除却し保管した広告物等について、次のように告示する。

令和 7 年 9 月 1 2 日

野田市長 鈴 木 有

1. 保管した広告物等の名称又は種類及び数量

はり札 1 6 枚

2. 保管した広告物等が表示され、又は設置されていた場所及び当該広告物等を除却した日時

別紙のとおり

3. 当該広告物等の保管を始めた日時及び保管の場所

別紙のとおり

4. その他（返還するために必要と認められる事項）

広告物等を返還する旨を申し出る方は、広告物の所有者等であることが分かる書類等を持参して、下記担当までお越しくください。

また、返還には規則で定められた受領書（押印したもの）が必要となります。

※ 問合せ先・担当 都市部都市計画課 電話 0 4 - 7 1 2 3 - 1 1 9 3

第九号様式の二（第十六条第二項）

保 管 物 件 一 覧 簿							
整理番号	保管した広告物等		保管した広告物等が 放置されていた場所	除却した年月日時	保管を始めた年月日時	保管の場所	備考
	名称又は種類	数量					
7-8-1	立看板 はり札	— 1	結城野田線～市道1061～結城野田線～岩井野田 線～我孫子関宿線～市道1030 中里～船形～蕃昌～船形～中里	令和7年8月6日 午前9時から午後4時	令和7年8月6日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 旧補修事務所	
7-8-2	立看板 はり札	— 1	川間停車場線～市道1011～11290～203 0～2020～2030～11102～11209 ～1012～11211～11213～11221 ～11222～1012～11209～11102 ～2030～川間停車場線～11030～1071 ～1061～1080 中里～日の出町～尾崎台～尾崎～東金野井～中里～ 尾崎～七光台～吉春～谷津～七光台	令和7年8月6日 午前9時から午後4時	令和7年8月6日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 旧補修事務所	
7-8-3	立看板 はり札	— 11	つくば野田線～市道1170～1160～結城野田 線～市道2200～越谷野田線～つくば野田線～市 道1061～1160～結城野田線～市道1220 ～32001～つくば野田線～市道2390～11 60～1061 宮崎～野田～上花輪～中野台～中野台鹿島町～野田 ～上花輪～清水～中野台鹿島町	令和7年8月13日 午前9時から午後4時	令和7年8月13日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 旧補修事務所	
7-8-4	立看板 はり札	— 2	市道1280～62317～62311～6231 0～62304～62309～62322 下三ヶ尾～西三ヶ尾～二ツ塚	令和7年8月20日 午前9時から午後4時	令和7年8月20日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 旧補修事務所	
7-8-5	立看板 はり札	— 1	我孫子関宿線 瀬戸～三ツ堀～瀬戸上灰毛	令和7年8月20日 午前9時から午後4時	令和7年8月20日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 旧補修事務所	